

役員報酬規程

第一条（目的）

一般社団法人あわらテクノロジー協議会の役員に対しては、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規定の定めるところにより、報酬等を支給する。

第二条（報酬の体系）

役員の報酬は毎月支給する役員報酬（以下「月額報酬」という）一本とする。賞与、退職慰労金等他の給与は支給しない。

第三条（決定方法）

報酬の上限を年額五百万円とし、月額報酬はその範囲内で、世間水準や従業員給与とのバランスを考慮して代表理事が決定する。

第四条（計算期間並びに支給日）

- 1、月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から毎月末日までとする。
- 2、月額報酬の支給日は翌月の10日とする。（日曜祭日の場合はその後日とする）

第五条（減額等）

業績が著しく低迷した場合には、社員総会によって、報酬の減額等の措置を取ることがある。

付則

この規程の改廃は、社員総会によるものとする。

この規定は2023年8月10日より施行する。